

次のように一般競争入札を行うので、静岡県立静岡がんセンター事業財務会計規程（平成14年静岡県がんセンター局管理規程第3号）第145条の規定に基づき公告する。

令和5年8月1日

静岡県立静岡がんセンター事業管理者  
がんセンター局長 内田 昭宏

1 入札執行者

静岡県立静岡がんセンター事業管理者  
がんセンター局長 内田 昭宏

2 担当部局

〒411-8777 静岡県駿東郡長泉町下長窪1007番地  
静岡県立静岡がんセンター事務局情報システム課  
電話番号 055-989-5222

3 調達内容

- (1) 購入物品及び数量 基幹系部門システム用ソフトウェア 一式
- (2) 購入物品の特質等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和5年8月31日（木）
- (4) 納入場所 契約書に指定した場所
- (5) 入札方法 総価による。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

4 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県が発注する物品の製造の請負、買入れ又は売払いに係る競争入札参加資格において、「電子計算機」若しくは「コンピュータ用品」の有効期限内の資格を有する者、又は新たに競争入札参加資格の審査を受けて参加資格を認められた者であること。
- (3) 静岡県の機関が定める指名停止等の基準による指名停止期間中の者でないこと。
- (4) 当該物品を納入する能力を有する者であること。
- (5) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴

力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

## 5 入札者に求められる義務

### (1) 必要書類の提出

この入札に参加を希望する者は、入札参加資格を有すること、及び納入しようとする物品が仕様書に定める特質等に適合していることを証明する書類を令和5年8月14日（月）午後5時まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に入札説明書の交付場所へ持参又は郵送により提出しなければならない。

## 6 入札説明書等の配布期間、配布場所

### (1) 配布期間

令和5年8月10日（木）正午まで

ただし、受付時間は土曜日、日曜日及び休日を除く日の午前9時から正午まで、及び午後1時から午後5時までとする。

### (2) 配布場所

〒411-8777 静岡県駿東郡長泉町下長窪1007番地

静岡県立静岡がんセンター事務局情報システム課

電話番号 055-989-5222

### (3) 配布方法

無償交付で直接行うものとする。

## 7 入札手続等

### (1) 入札執行日時

令和5年8月17日（木）午前10時00分

### (2) 入札の場所

〒411-8777 静岡県駿東郡長泉町下長窪1007番地

静岡県立静岡がんセンター 管理棟4階カンファレンス3

### (3) 入札方法

入札書は持参するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。

### (4) 入札保証金及び契約保証金

免除

### (5) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件等に違反した者のした入

札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要

8 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 詳細は入札説明書による。